

平成26年（行ウ）第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国 ほか1名

意見陳述書

平成26年7月3日

東京地方裁判所 民事第2部 B係 御中

原告訴訟代理人 河合 弘之

外10名

国が異例の口頭意見を述べられましたので、私たちの訴状の内容に即して、一言反論します。

1 函館市の成り立ち

日本に現存する48基の原子力発電所において、こうした遮蔽物のない位置関係で27万人余の人口を抱え、原子力発電所と向き合う都市は、函館市以外にありません。

函館市は、南北北海道の政治、経済、文化の中心都市としての役割を果たし、て日本海と太平洋を結ぶ津軽海峡に面し、三方を海に囲まれ、古くから水産業を基幹産業として発展してきました。また、道南地域は、函館山周辺、五稜郭公園、湯の川温泉、大沼国定公園、恵山道立自然公園等に代表される多彩な観光資源を有しており、函館市には、国内外から年間500万人近くの観光客が訪れる国際的な観光都市として発展

しています。

2 福島原発事故福島第一原発事故による自治体の被害

福島第一原発事故における周辺自治体の対応をみると、大間原発において過酷事故が発生し大量の放射性物質が放出し、そのとき南風が吹いていた場合、函館市の人口規模や道路事情などから考えると、迅速な避難はほとんど不可能であり、多くの市民が高い被曝高い線量の被曝を余儀なくされることとなるでしょう。そして、放射性物質が多く降り注いだ地域は福島県双葉郡浪江町のように、帰還困難な地区となり、長期にわたって住民は元の居住地に戻ることができず、その地域に住んでいた住民は仕事と住居を奪われることでしょう。自治体は主要な機能を停止し、支援のための情報の発信と帰還の準備を続けるしかないこととなってしまうでしょう。

3 函館市の要求は正当なもの

函館市工藤市長自身も上記被災地を視察し、「街が崩壊するのを感じた、大間原発建設凍結を求める」と述べています。このように、原発事故は生きている町そのものを破壊してしまうのです。函館市が自治体の生存を賭けて、大間原発の建設差し止めを求めることは住民の生命と生活を守ることを任務とする地方自治体として当然のことであり、また正当な要求であるといえます。

4 地方自治体の存立を維持する権利は実体のある権利である

地方自治体の存立が奪われるような事態を自治体自らが主体となって止められることは、法の条理からも明らかです。このような前例がないことは、このような事態が福島原発事故以前に起きたことがないから

にほかなりません。

5 地方自治体の財産権は改正原子炉等規制法の保護の対象である

すなわち、平成24年改正前の原子炉等規制法24条1項3号所定の技術的能力の有無及び4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近いものほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなります。事故時には、原子炉施設の近くの者ほど直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、これは、自然人だけではなく法人や地方公共団体にも等しくあてはまります。すでに、福島原発事故福島第一原発事故が現実のものとなり、多くの自然人が故郷を追われて避難を強いられています。そして、この事故により避難を強いられたのは自然人だけではなく、法人や地方公共団体も同様の状況にあります。

また、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第15条によって原子炉等規制法の一部改正が行われ、同法第1条の目的規定に「国民の財産の保護」という文言が明記されました。

原子炉施設周辺に位置し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な財産上の被害を受けることが想定される範囲の法人や地方公共団体の財産権を個別的利益として保護していることは明らかなことです。

6 ドイツでは地方自治体の原告適格が認められ、勝訴が確定した例もある

日本と類似した行政裁判制度を採用しているドイツでは、原発訴訟によって現実に稼働していた原発の許可を取り消した事例があります。ミ

ミュルハイムケリヒ原発に関する1995年3月11日RP州高等行政裁判所判決は、行政庁の許可手続において以下の評価・調査不足があったとして許可を取消しました。この判断は、1998年1月14日連邦行政裁判所ミュルハイムケリヒ原発第3次判決によって是認され、同炉の廃炉が決まりました。

この訴訟の原告は原子炉の設置された地域周辺の住民とその地方自治体でした。地方自治体は、その有する財産の所有権にもとづいて原告適格が認められたのです。地方自治体による行政訴訟の提起は、ドイツでは原告適格が認められているだけでなく、自治体の勝訴例まであるのです。

被告国の主張が時代錯誤的なものと言わざるを得ません。地方自治体の存立を懸けた提訴に対して、福島原発事故の発生に少なからぬ責任を負うべき国は本案前の抗弁などという姑息な手段で応訴するのではなく、正々堂々とその訴えを受けて立ち、地方自治体の声に中味を持った対応をするべきです。被告国の本案前の答弁は著しく不当なものであり、直ちに撤回を求めるものです。